



福岡県

2022年6月21日、福岡県議会。賛成多数で、ある条例が成立した。県内全ての地方議会における議会関係ハラスメントの根絶を目指す、ハラスメント防止条例だ。都道府県として、全国初の議員を対象としたハラスメント防止に関する条例をいかにして策定し、県内の市町村の議員等も活用できる相談窓口を設置できたのか—実現には丁寧な議論を紡ぎ合意形成を進めていく福岡県議会の風土があった。

県内のハラスメントを根絶せよ！

男女の候補者の数ができる限り均等になることを目指して制定された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(平成30年法律第28号)が2021年6月に改正され、国及び地方公共団体は、セクハラ・マタハラ等に起因する問題の発生の防止や、そのような問題の解決を図るために必要な施策を講ずるものとするが規定された。

同時期に福岡県では、県内の市議会で女性議員に対するハラスメント事案が発生。メディアに取り上げられ、「ガラパゴス議会」とも揶揄された。ついには県議会の代表質問等で人権問題として、県の対応が問われることに—しかし既存制度では救済が困難なことが分かり、条例の策定へとつながる議論が高まっていった。

「福岡県議会には議員提案政策条例検討会議という常設会議があるので、必要な条例を作りやすい環境にあったというのは間違いないと思います」と語るのは同会議の座長を務めた吉村議員だ。

お話を伺った皆様（敬称略）

*肩書は
ヒアリング当時

福岡県議会議員：	吉村 悠
	中嶋 玲子
福岡市議会議員：	坂口 嘉政
福岡県議会事務局法務監：	安武 弘光

議会関連のハラスメント事案について、議会の自律権等との関係で行政機関等が関与するのは難しいと分かった段階で、県議会の代表者会議の中で「これは福岡県が率先して条例を作ることによって問題を解決していかなければいけない。その上で女性や若い方々の政治参加を進めていかねば」という話になり、その日のうちに全会派が足並みをそろえて条例策定に向けて動き出したという。

また、この条例策定に当初より関わった議会事務局の法務監安武氏によると、議会の事案の特性上、議会の自律権や政治活動の自由への配慮が必要であり、問題の取扱い方によっては、議員の身分に関わると同時に政治利用される可能性があるため、公平性、中立性、守秘義務が担保できる、拘束力の強い条例が適していると判断したという。



福岡県議会 吉村議員



福岡県議会事務局法務監 安武氏

丁寧な議論を紡ぎ、合意形成を進めていく

全会派が足並みをそろえるのは難しくなかったのだろうか—吉村議員は「各会派がみんなで協力して前に進めようという中で始まった議論ですので、難しいとかハードルが高いというのは少なくとも福岡県議会の中ではなかった」と振り返る。安武氏も、本県の特長かもしれないと断りつつ、主要 4 会派が協議をして、いきなり多数決原理によらずに、合意の中で進めていこうという政治的風土が 2011 年頃に行った議会改革の中でできたと言います。

そんな2人が共通して鍵だと明かしてくれたのが、①主要会派、議会内部が納得した上で進めること、②様々な法律問題が関わるので議員だけでなく、議会事務局や専門家の助力を得ながら進めること—の2つだ。福岡県では、2016 年から各会派から選出された委員による常設の小委員会「福岡県議会議員提案政策条例検討会議」が設置されており、全ての会派で合意形成ができる場があった。また、2011 年には県議会議員の政策立案の補助等を行うために議会事務局に政策企画支援室が設置されており、議会事務局の積極的な助力を得られる体制が整っていた。このように2つの鍵がそろっていたことが、統一地方選挙に向けて早期に条例の策定・相談窓口の設置ができた秘訣なのだろう。

なぜ県内全ての地方議会を対象に？

福岡県議会の相談窓口の特色は、県議会議員だけでなく、候補者を対象としていることに加え、県内の市町村議会議員も対象にしていることだ。なぜ県内全ての地方議会を対象に含めることが

できたのか—秘訣を伺ったところ、安武氏は議会内でのハラスメントの問題は政治風土が関わっている話であり、県議会も市町村議会も選挙民は一緒のため、市町村議会も含めて理解を深めていかないと結局県議会からもハラスメントは無くならない、そこは一体だろうという思いがあったと教えてくれた。

また、吉村議員は、ハラスメントは絶対許さないという空気が福岡県議会には元々あり、各会派がみんなで協力して前に進めようという中、「とにかく作る以上は意義のあるものにしようという気持ちがありました。相談窓口や研修といったものを必ず入れる。条例を作って終わりにしないという意識がみんなの中にあっただと思います」と熱弁する。

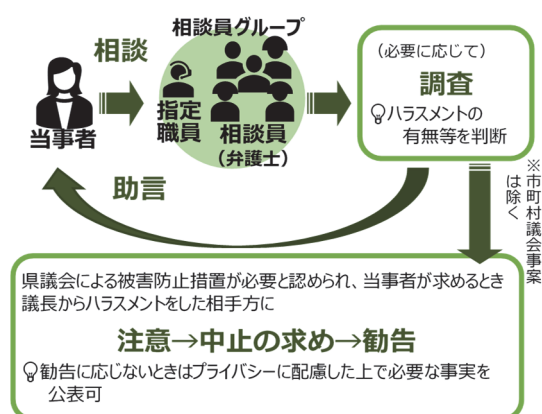
信頼される相談窓口を目指して

福岡県議会の仕組みでは、人権問題に豊富な知見を持つ議会事務局の職員（指定職員）が相談員である弁護士に仲介するなど、相談員の補助を行うが、当事者からの相談や事実関係の調査、助言は、相談員が直接実施することとしている。当事者が女性の場合、基本的には女性の弁護士が対応するなどジェンダーにも配慮。相談員に相談する際は心理的負担や秘密保持を考え、基本的には相談員を訪ねて相談する仕組みになっているという。「一番問題になったのは相談員の人選です。人柄など信頼関係や政治的中立性などの面で安心できる方を探しました」とは安武氏の弁だ。

また、相談事案への対応を考えたときに重視したことは、秘密保持と当事者が政治活動を継続できる環境づくりだ。相談事案が漏れないよう、相談事案に係るやり取りは、基本的に 1～2 名の相談員と当事者との間で完結させるが、重大な

事案など、事案の性質によっては複数の相談員で構成する調査委員会方式でも対応できるよう柔軟な仕組みにしている。こうしたケースバイケースでの対応が可能となるよう、相談員自身が事案の詳細を把握する必要があることから、事案に関する調査を相談員が自ら行うこととしている。

行為者が県議会議員である場合には、条例や施行規則で、当事者を威迫する行為や自己に有利な証言を強要する行為等を禁じ、懲罰の対象とすることで、行為者の報復や相談業務への妨害を抑止するようにしている。全体を通じてある程度柔軟な規定にしておくことで、今後検討できる余地を残している。



出所：福岡県議会「福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例」発表資料を基に本調査研究の調査チーム作成

相談窓口の仕組み

条例・相談窓口ができれば終わりではない！

条例・相談窓口ができ、メディアで広く報道されたことは、行為者に対する抑止力となり、同時に「相談できる場所がある」と当事者の心の負担を減らすものとなっている。

実際に解決に結びついた事案もあった。県内のある市議会では男性議員から女性議員に対してのハラスメント発言があったと先輩議員に相談があ

り、「ハラスメント条例ができているから（相談窓口）に訴えなければいけないね」とのアドバイスを受けて相談して解決に至った例があると教えてくれたのは、杷木町での町議・町長、福岡県の男女共同参画センター「あすばる」の館長の経験がある中嶋議員だ。「県に相談窓口があったからこそ、女性市議は相談することができ、泣き寝入りすることなく相談員の助言を受け解決できた。この事実は大きい」と、条例の存在の重要性を説き、自身の経験を踏まえて次のように語る。「自分が町議になった 30 年位前には、『女のくせに』とか、『女は黙っておけ』と言われたことがあった。しかし、長い議員経験、首長経験の中で、私自身に対してはほとんどハラスメントみたいなことをする人はいないけれども、アンケート結果によると、まだまだあるんです。そういう点ではこういう条例で守ってやらないと、女性が政治参画しても潰れてしまうことは、まだあるかもしれないと思います」



福岡県議会 中嶋議員

しかし、ハラスメント防止条例の策定と相談窓口の設置で問題が全て解決とはならないようだ。

福岡市議会の坂口議員は「女性や若者の政治参画を進めるためには、女性や若者の立候補等を困難にしている現行の選挙の仕組みの見直し等も必要だと思います」とことわった上で次のように語る。「全国の都道府県で初のこの条例は、意識付けの観点からはすごく有意義だと思っています。でもやっぱり限界はあって、例えば、調査

協力は努力義務になっていること、一番問題の起りやすい選挙期間中にはタイミングのよい対応ができないこと、家族に対するハラスメントはカバーしにくいことなどを考えると、まだまだ安心とは言い切れないところがあります」



福岡市議会 坂口議員

安武氏も「強制力がありませんから、下手な調査の仕方をしますと、それが広まってしまいますので、保秘の観点も配慮しながらの状態になります。そこがなかなか難しいなというところは感じています」と調査の限界を話す。とはいえ、県議会もただ手をこまぬいているわけではない。例えば、いわゆる怪文書のような特に悪質な事案については、議会としての問題と捉え、弁護士の意見を踏まえて、議長から刑事告発するという方針を立てて対応するなど、対策に動き出している。

今後の展望・課題について安武氏に伺うと、「まず選挙後のハラスメントに関するアンケートというのは継続して定点観測していこうと考えています。それによって理解の浸透度が分かりますので。その中でやっぱり問題点が抽出されれば、それに応じた条例の改正というのを検討していきたいと思っています。それから最低限今後考えなければいけないなと思っているのは、SNS 対策ですね」。

ハラスメント対策は、ハラスメント防止条例を策定し、相談窓口を設置して終わりではない。もちろん相談窓口等が必要ない、ハラスメントの無い社会が一番の理想であるが、それはまだ遠い。そ

れゆえに、当事者が信頼して相談できる体制を構築し続けることが何よりも大切だ。ハラスメント対策最前線の地は日々アップデートし続けている。

ハラスメント防止条例・議会関係ハラスメント相談窓口

- 取組主体：議会、議会事務局
- 実施体制：相談員 5 名(女性 3 名・男性 2 名／3 年任期)、指定職員 4 名(2024 年 2 月 16 日時点)
- 予算：相談 1 件当たりで執行
- 成果・実績：運用から 9 か月(2023 年 12 月 20 日時点)で 10 件の相談あり
(県議会議員 4 名、県議会議員候補者 1 名、市議会議員 5 名)

STEP 01 課題発見 どうやって 気づいた？

県内の市議会でのハラスメント発生がきっかけに・・・

- ・県内の市議会での女性議員に対するハラスメントが発生し、新聞で報道されたことから県議会の代表質問でも取り上げられ、問題を認識。
- ・既存の相談窓口制度では、議会の自律権等の関係から、議会関連のハラスメント事案への対応は難しく、議会独自のルールで相談窓口を作る必要性を認識。
- ・議会の事案の特性上、議会の自律権や政治活動の自由への配慮が必要であり、問題の取扱い方によっては、議員の身分に関わると同時に政治利用される可能性があるため、安定的に公平・公正な運用等が期待できる条例が必要と判断。

議員提案政策条例検討会議での検討

主要会派から成る協議の場合なので全体が納得した上で進めることが可能に

- ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正を踏まえ、議員や有権者から議員・候補者に対するハラスメントを対象にした条例案について議論することに。
- ・選挙民は一緒のため市町村議会も含めて理解を深めていかなければ県議会からもハラスメントは無くならないという思い等から県内の市町村議会も対象に。
- ・市町村議会の自律権に抵触しないような条文になるよう配慮。

信頼され、効果的な相談窓口を

- ・相談員は弁護士等、第三者機関による相談体制にすることに決定。
- ・相談事案に柔軟に対応できるよう、あえて調査と相談は一連のセットとすることに。

STEP 02 検討・準備 どうやって 進めた？

STEP 03 実施

やってみよう！



福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例施行

議会関係ハラスメント相談窓口設置

保秘に留意した仕組み

- 1.連絡：当事者は専用回線・メールアドレス・来所で相談を申し込む。
- 2.取次：指定職員(人権問題に豊富な知見経験を持つ職員)が相談員(弁護士)への取次ぎや相談日時調整をする。
- 3.相談：当事者は弁護士事務所にて相談員に相談する。
相談員は(必要に応じて)調査を行い、ハラスメントの有無を判断する。
- 4.助言

県議会の対応(市町村議会事案は除く)

県議会による被害防止措置が必要と認められ、かつ、相談者が求めるとき、議長からハラスメントをした相手に、注意⇒中止の求め⇒勧告が可能。

*勧告に応じないときは、プライバシーに配慮した上で、必要な事実を公表可。

アンケートを用いて継続観測

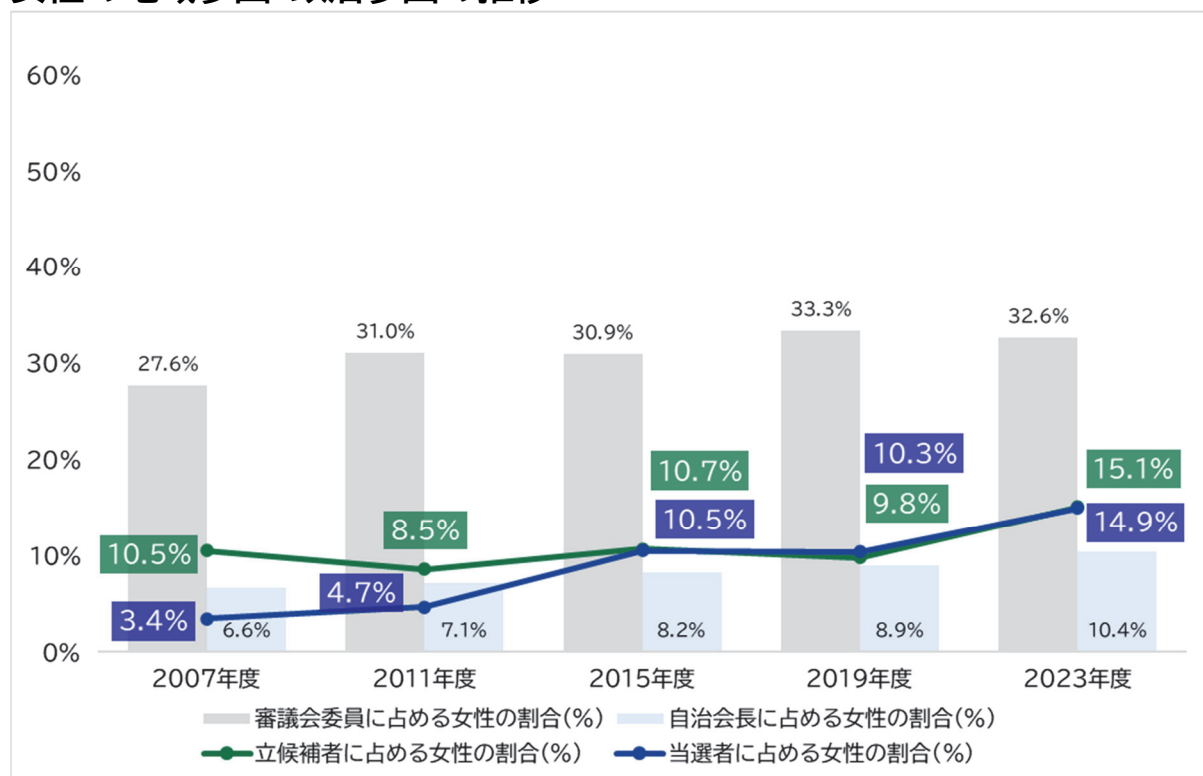
- ・選挙後の候補者(当選者を含む)へのアンケート調査を継続実施し、理解度等を定点観測。問題点が抽出されれば、条例の改正も検討する予定。
- ・SNS 上での誹謗中傷などへの対策(議長からの削除要請も含む)も仕組みとして検討したい。

STEP 04

今後

この先の展望は？

女性の地域参画・政治参画の推移



出所：アンケート回答、内閣府ウェブサイト「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（都道府県・政令指定都市編、市区町村編）」（各年度）、選挙報道情報を参照し本調査研究の調査チーム作成

《福岡県基本情報》

総人口：5,099,148人（2024年3月1日）

男性：2,415,859人

女性：2,683,289人

世帯数：2,396,150世帯

地 勢：総面積約 4,987 km²、九州の北に位置し、九州と本州を結ぶ交通の要衝を占めている。

出所：福岡県ウェブサイト（※人口と世帯数は推計）



参考情報

- ・ 福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例：
<https://www.gikai.pref.fukuoka.lg.jp/site/oshirase/harassment-jyourei.html>
<https://www.gikai.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/pdf/harassment-jyourei-1.pdf>
- ・ 福岡県議会 議会関係ハラスメント相談窓口のお知らせ：
<https://www.gikai.pref.fukuoka.lg.jp/harassment-soudan.html>
- ・ （内閣府）政治分野におけるハラスメント防止のための取組：
https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/seijibunya_harassment.html